

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和2年11月30日

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	雇用環境・均等室
	監理官 福田 真二
	室長補佐 太田 順吾
	電話 073 (488) 1170
	FAX 073 (475) 0114

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～ハラスメントのない職場づくりのために～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的に周知・広報に取り組んでまいります。

和歌山労働局(局長 池田 真澄)では、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、令和2年6月1日から防止措置が事業主の義務となったパワーハラスメント等に関する労働者や企業からの相談に応じるための「職場のハラスメント特別相談窓口」の設置等を行うこととしております。

### 【取組内容】

#### 1 「職場のハラスメント特別相談窓口」の開設

期 間 令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)  
相談窓口 和歌山労働局雇用環境・均等室 (TEL) 073-488-1170  
和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階  
受付時間 8時30分～17時15分 ※年末年始、土日祝除く

#### 2 「職場のハラスメント撲滅月間」啓発動画の和歌山労働局ホームページへの掲載

#### 3 厚生労働省が実施している相談対応事業(ハラスメント悩み相談室)の周知

(添付資料)

- 1 職場のハラスメント特別相談窓口リーフレット
- 2 「みんなでNO ハラスメント」リーフレット
- 3 ハラスメント悩み相談室リーフレット

職場の

# ハラスメント特別相談窓口

開設期間：令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)

職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントの相談を受け付けています！

例えば、このようなことでお困りではないですか？

セクハラについて社内の相談窓口相談したら「それくらいのことはい僕慢しる」と言われた。

育児短時間勤務中に同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、苦痛を感じている。

同僚の前で上司から無能扱いする言葉を繰り返し受けて、つらい。



労働者



企業の担当者

セクハラ相談を社員から受けたが、会社としてどう対応すればいいのか。

新たに義務付けられたパワーハラスメントの防止対策は、なにをする必要があるか。

ハラスメントを発生させないために労働者に対して、どのような周知・啓発を行うべきか。

相談無料

匿名可能

電話相談可能

プライバシー厳守

和歌山労働局があなたのお力になります！働く方も、企業の担当の方も気兼ねなくご相談ください！

和歌山労働局 職場のハラスメント特別相談窓口

【電話相談】 073-488-1170

【来局相談】 和歌山市黒田二丁目3番3号  
和歌山労働総合庁舎4階 雇用環境・均等室

【受付時間】 8時30分～17時15分(年末年始、土日祝除く)

※丁寧な相談対応を心がけています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

# 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

都道府県労働局では職場のハラスメント撲滅に向けた取組を実施いたします！

職場のハラスメントとは…

## セクシュアルハラスメント

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいい、男女雇用機会均等法で防止措置が事業主に義務付けられています。

## 妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といい、男女雇用機会均等法・育児介護休業法で防止措置が事業主に義務付けられています。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換といった行為は「不利益取扱い」として、法律上禁止されています。

## パワーハラスメント

2020年6月からパワーハラスメント対策が事業主の義務となりました。  
(中小企業は2022年3月までは努力義務で2022年4月から義務化)

### <主な改正ポイント>

- ① 職場におけるパワーハラスメント防止のために、**雇用管理上必要な措置（※）を講じることが事業主の義務となりました。**（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となりました）
- ② パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、紛争解決援助制度や調停などの紛争解決手段の申請を行うことができるようになりました。

### ※雇用管理上の措置の具体的内容

- ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
- ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
  - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
  - ③ 就業環境を害すること（身体的もしくは精神的苦痛を与えること）
- ※ 適切な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

# みんなで NO ハラスメント



2020年6月からパワハラ防止措置が義務化されました! ※2022年3月まで中小企業は努力義務

## 12月は職場のハラスメント撲滅月間です

**NO** あかるい職場応援団

ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 **NOハラスメント**



職場でのハラスメントに  
悩んでいませんか？

# ハラスメント 悩み相談室

相談  
無料

## マタハラ<sup>等</sup>

妊娠・出産・  
育児休業・  
介護休業等に関する  
ハラスメント

## セクハラ

セクシュアル  
ハラスメント

## パワハラ

パワー  
ハラスメント



### 電話相談

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00  
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



ナイヨハラス  
**0120-714-864**



### メール相談

24時間受付・5営業日以内に返信予定。  
パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>
- メールアドレス [mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp](mailto:mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp)



新規  
開設



### 電話相談 (事業主、人事労務担当者向け)

会社内でハラスメントが起こり、対応にお困りの事業主の方の相談はこちら

- 予約受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/>
- 事前メールによる完全予約相談受付
- 1相談1回の弁護士による無料電話相談 ☎



職場におけるハラスメントのことで  
お悩みの方、お困りの方、  
ハラスメント悩み相談室へご相談ください!

例えば、このようなことで  
お困りではありませんか?



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代替りの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー  
厳守

**専門家**が電話・メールから相談を受け付けます

## ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは?
- 必要があれば関係機関をご案内 など

